



平成 24 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社バンテック
代表者名 代表取締役社長 小山 彰
(コード番号 9382 東証第 1 部)
問合せ先 取締役専務執行役員 岡部 則夫
(TEL. 044-233-9804)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議
並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 1 月 18 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る当社定款の一部変更及び全部取得条項に係る当社定款の一部変更並びに当該変更によって全部取得条項が付された当社の全部取得条項付普通株式(下記 1. ②において定義いたします。以下同じです。)の全部の取得について、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の定める上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は本日から平成 24 年 3 月 18 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 24 年 3 月 19 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、本臨時総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、平成 24 年 3 月 22 日を基準日(以下「基準日」といいます。)と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主様をもって、当該株主様が保有する全部取得条項付普通株式の全部(但し、当社の自己株式を除きます。以下同じです。)、を、平成 24 年 3 月 23 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 23,250 分の 1 株の割合をもって当社の A 種種類株式(下記 1. ①において定義します。以下同じです。)を交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③の方法により、定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部の取得(以下「本完全子会社化手続」といいます。))について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更し、従前の普通株式に加えて定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式(以下「A 種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを新設し、当

社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）に変更いたします。

- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 23,250 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得の対価として、当社が、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式を 23,250 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、この際、株式会社日立物流（以下「日立物流」といいます。）以外の株主の皆様に対して交付される A 種種類株式の数は、いずれも 1 株未満の端数となる予定です。また、交付される A 種種類株式が 1 株未満となる株主様につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

2. 当社の定款一部変更（本完全子会社化手続のうち①及び②）の承認決議

（1）承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、本完全子会社化手続のうち②は本臨時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。本臨時株主総会第 1 号議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリース「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件その 1）」に記載のとおりであり、また本臨時株主総会第 2 号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリース「I. 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件その 2）」に記載のとおりです。

（2）定款変更の効力発生

本完全子会社化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会の承認可決をもって本日発生しております。また、本完全子会社化手続のうち②の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の承認可決により、平成 24 年 3 月 23 日に発生します。

3. 全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）の承認決議

（1）承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案の内容は、当社プレスリリース「II. 全部取得条項付普通株式取得の件」に記載のとおり、会社法第 171 条第 1 項並びに本定款一部変更等のうち①及び②による変更後の当社の定款に基づ

き、全部取得条項付普通株式の全部の取得と引換えに、取得日（下記（2）において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、当社A種種類株式を23,250分の1株の割合をもって交付するものです。なお、この際、日立物流以外の株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、いずれも1株未満の端数となる予定です。

（2）全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力発生は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の承認可決により、全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件に係る定款の効力が生じることを条件として、平成24年3月23日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

（3）全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、当社は、取得日に、全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、本完全子会社化手続の①によって設けられるA種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対し、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を23,250分の1株の割合をもって交付するものといたします。

当該株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、日立物流に売却することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に233,500円（日立物流が行った当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。

但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記の金額と異なる場合もあります。

4. 上場廃止について

上記承認可決の結果、当社普通株式は、東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は本日から平成24年3月18日までの間、整理銘柄に指定された後、平成24年3月19日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

5. 全部取得条項付普通株式の取得に関する日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に関する日程の概要（予定）は以下のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち①）の効力発生日	平成 24 年 2 月 16 日（木）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成 24 年 2 月 16 日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成 24 年 2 月 17 日（金）
当社普通株式の売買最終日	平成 24 年 3 月 16 日（金）
当社普通株式の上場廃止日	平成 24 年 3 月 19 日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成 24 年 3 月 22 日（木）
全部取得条項に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち②）の効力発生日	平成 24 年 3 月 23 日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付（本完全子会社化手続のうち③）の効力発生日	平成 24 年 3 月 23 日（金）

以 上